

第4章

景観法と条例に基づく制限

本章では、「景観法」と「豊橋市まちづくり景観条例」に基づく行為の制限（規制・誘導の基準）と届出制度を示します。

なお、本章は、景観法第8条第2項第2号に規定する「良好な景観形成のための行為の制限に関する事項」に該当します※。

※「まちづくり景観形成地区」における基準は、上の事項には該当しませんが、本章においてとりまとめています。

里山の集落（嵩山町）

1. 事前協議と届出による規制・誘導

前章では、本市の良好な景観形成を進めるために、市民、事業者、行政が共有する景観配慮指針を示しました。この指針に沿って、地域らしい景観形成をより推進するためには、実行性のある規制・誘導が望まれます。

そこで、本計画では、景観法に基づく「届出制度」と豊橋市まちづくり景観条例に定める「事前協議制度」を活用し、一定規模を超える建築行為等に対して、景観配慮指針（景観形成基準）に適合するよう規制・誘導を行います。（国・県・市が行う行為については、事前相談と法に基づく通知になります。）また、まちづくり景観形成地区においては、一定規模以下の建築行為等に対しても、条例に基づく届出により、規制・誘導を行います。本章では、そうした規制・誘導の具体的な内容について示しています。

なお、景観形成基準に適合しない一定の行為に対しては、景観法に基づき、市が勧告あるいは変更命令*を行うことができます。

※変更命令について

景観法（第17条第1項）では、景観計画に定められた建築物又は工作物の形態意匠の制限に適合しないものをしようとする者等に対し、設計の変更等を命ずることができるよう定められています。また、変更命令の対象となる行為（特定届出対象行為）は、市の条例で定めることになっています。

豊橋市の条例では、変更命令の対象となる行為を、届け出の対象となる「建築物の建築等」と「工作物の建設等」にしています。

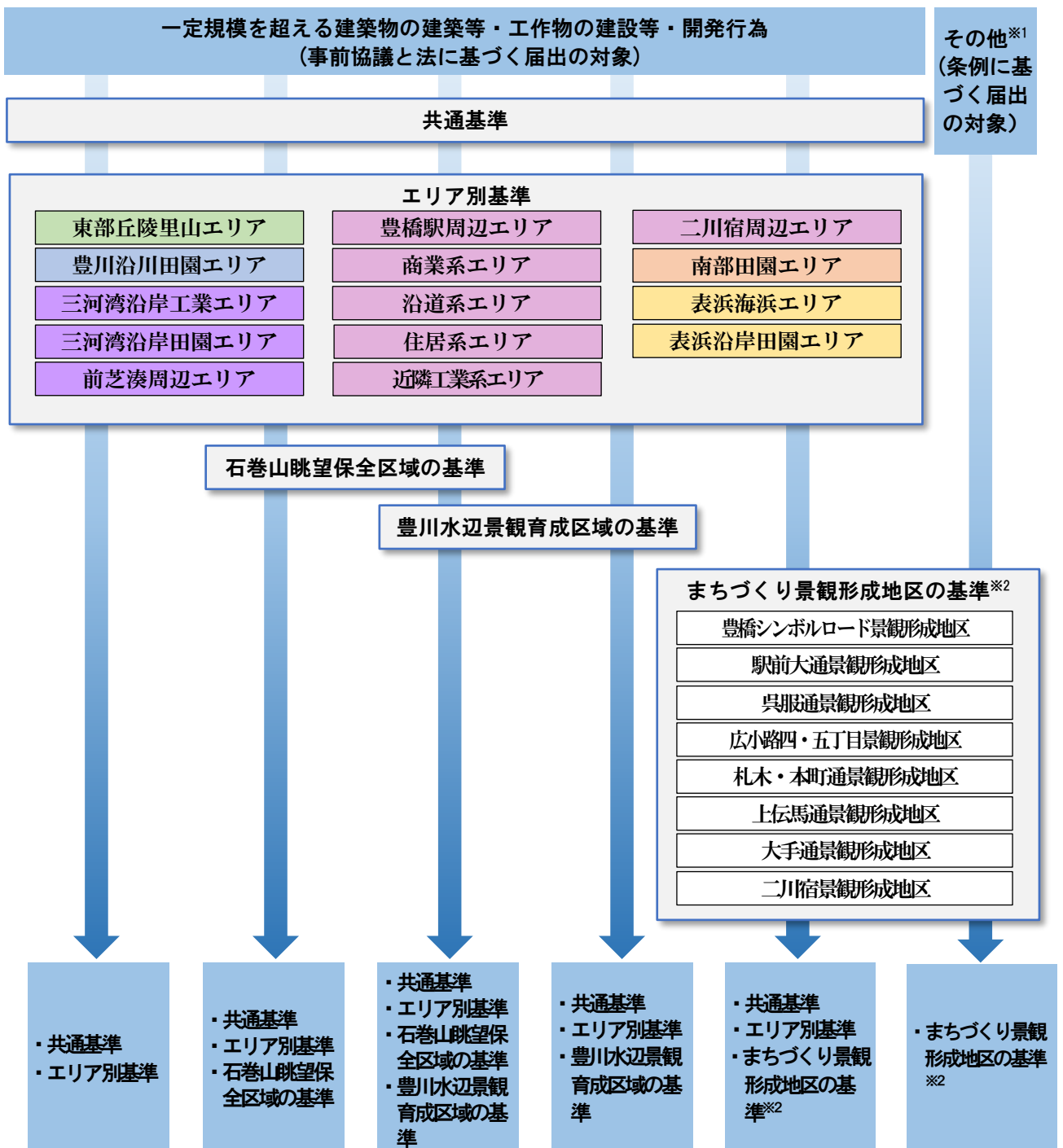
1 届出制度と景観形成基準の概要

一定規模を超える行為については、事前協議と法に基づく届出を求め、それぞれの行為の位置に応じて定められている景観形成基準への適合を求めます。

「共通基準」は、市内のどの場所においても適合を求めます。その上で、行為の位置に応じた「エリア別基準」への適合を求めます。さらに、石巻山眺望保全区域、豊川水辺景観育成区域、まちづくり景観形成地区内における行為については、当該区域内に適用する基準への適合を求めます。

また、一定規模以下の行為についても、まちづくり景観形成地区内における行為の場合には、条例に基づき届出を求め、基準への適合を求めます。

■ 図 届出制度と景観形成基準のイメージ



※1：まちづくり景観形成地区内における行為で、法に基づく届出の対象にならない規模のものです。
 ※2：まちづくり景観形成地区の基準は、景観法に基づく行為の制限にしています。

2 景観形成基準の対象区域

(1) 「エリア別基準」の対象区域

エリア別指針のエリア区分（14 エリア）と同じです。（P. 97-98 参照）

(2) 「石巻山眺望保全区域の基準」の対象区域

石巻山眺望保全指針の保全区域と同じです。（P. 161 参照）

(3) 「豊川水辺景観育成区域の基準」の対象区域

豊川水辺景観育成指針の育成区域と同じです。（P. 164 参照）

(4) 「まちづくり景観形成地区の基準」の対象区域

P. 100-101 を参照してください。

2. 事前協議と届出の対象行為

事前協議と届出の対象行為の種類等は、行為の場所によって異なります。個々の行為を行う際は、本章において、事前協議や届出対象行為に該当するかを確認した上で、該当する場合は、適用すべき景観形成基準と必要な手続きを確認してください。

1 事前協議と法に基づく届出の対象行為

一定規模を超える建築行為等に対しては、条例に基づく事前協議と景観法に基づく届出を求めます。

(1) 事前協議と法に基づく届出の対象行為の種類

● 建築物の建築等（特定届出対象行為^{※1}）

- ・建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更

● 工作物の建設等（特定届出対象行為^{※1}）

- ・工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更

※本計画において「工作物」とは、以下の物件を指します。

種類①	<ul style="list-style-type: none"> ・煙突 ・鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱その他これらに類するもの（種類②のものを除く） ・ゴルフ場、野球場、スポーツ練習場その他の運動施設その他これらに類するもの ・風力発電施設その他これに類するもの ・装飾塔、記念塔その他これらに類するもの ・彫像、記念碑その他これらに類するもの ・高架水槽、物見塔その他これらに類するもの ・擁壁、護岸、水門その他これらに類するもの ・柵、塀その他これらに類するもの ・乗用エレベーター又はエスカレーターであって、観光のために用いられるもの ・ウォーターシュート、コースター、観覧車その他これらに類する遊戯施設 ・アスファルトプラント、コンクリートプラントその他の製造施設その他これらに類するもの ・サイロ、ガスタンクその他の貯蔵施設その他これらに類するもの ・粉砕施設、汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設その他これらに類するもの ・駐車施設、駐輪施設その他これらに類するもの ・その他、市長が指定したもの
種類②	<ul style="list-style-type: none"> ・送電塔、電波塔、携帯電話基地局、道路照明塔その他これらに類するもの
種類③	<ul style="list-style-type: none"> ・太陽光発電施設であって、土地に自立して設置するもの又は水面上に設置するもの
種類④	<ul style="list-style-type: none"> ・高架道路、高架鉄道その他これらに類するもの
種類⑤	<ul style="list-style-type: none"> ・橋梁、横断歩道橋、跨線橋、水管橋その他これらに類するもの

● 開発行為

- ・都市計画法第4条第12項に規定する開発行為

※1：特定届出対象行為とは、本計画に定めた景観形成基準に適合しない場合に変更命令ができる行為です。（景観法第17号第1項）

(2) 事前協議と法に基づく届出の対象行為の規模

事前協議と法に基づく届出対象行為の規模は、エリアによって区分し、下表のとおりとします。

■ 表 事前協議と法に基づく届出対象行為の規模

地域	エリア	建築物の建築等 (特定届出対象行為 ^{※1})	工作物の建設等(特定届出対象行為 ^{※1})					開発行為
			種類 ①	種類 ②	種類 ③	種類 ④	種類 ⑤	
里山の景	東部丘陵里山エリア	高さ10m超又は 建築面積500㎡超	高さ10m超	高さ30m超	太陽光パネルの合計面積(計画総面積)計500㎡超	高さ10m超	幅員4m超又は延長10m超	開発区域5ha超
川の景	豊川沿川田園エリア	高さ10m超又は 建築面積1000㎡超	高さ10m超					
港の景	三河湾沿岸工業エリア	高さ15m超又は 建築面積3,000㎡超	高さ15m超					
	三河湾沿岸田園エリア	高さ10m超又は 建築面積1000㎡超	高さ10m超					
	前芝湊周辺エリア	高さ13m超又は 建築面積500㎡超	高さ13m超					
まちなかの景	豊橋駅周辺エリア	高さ20m超又は 建築面積1,000㎡超	高さ20m超					
	商業系エリア	高さ20m超又は 建築面積1,000㎡超	高さ20m超					
	沿道系エリア	高さ15m超又は 建築面積1,000㎡超	高さ15m超					
	住居系エリア	高さ13m超又は 建築面積500㎡超	高さ13m超					
	近隣工業系エリア	高さ15m超又は 建築面積1,000㎡超	高さ15m超					
	二川宿周辺エリア	高さ13m超又は 建築面積500㎡超	高さ13m超					
農の景	南部田園エリア	高さ10m超又は 建築面積1000㎡超	高さ10m超					
海の景	表浜海浜エリア	高さ5m超又は 建築面積10㎡超	高さ5m超					
	表浜沿岸田園エリア	高さ10m超又は 建築面積1000㎡超	高さ10m超					

※1：特定届出対象行為とは、本計画に定めた景観形成基準に適合しない場合に変更命令ができる行為です。(景観法第17号第1項)

*工作物の高さは、地盤面から当該工作物の上端までの高さです。建築物と一体となって設置される工作物にあっては、当該工作物の高さが5mを超え、かつ、建築物の高さとの合計が上表の数値を超えるものを含みます。

2 まちづくり景観形成地区における条例に基づく届出の対象行為

まちづくり景観形成地区においては、景観法に基づく届出対象行為にならない行為でも、次に示すものは、条例に基づく届出の対象になります。

(1) 条例に基づく届出の対象行為の種類

- **建築物の建築等**
 - ・ 建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更
- **工作物の建設等**
 - ・ 工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更
- **屋外広告物の表示等**
 - ・ 屋外広告物の表示、移転若しくはその内容の変更又は屋外広告物を掲出する物件の設置、改造、移転若しくは色彩の変更
- **その他市長が必要と認めた行為**

(2) 条例に基づく届出の対象行為の規模

事前協議と法に基づく届出対象行為に該当する規模を除く全ての規模（軽易な行為は除く）。

※まちづくり景観形成地区内において、事前協議と法に基づく届出対象規模に該当する行為を行う場合には、事前協議と法に基づく届出の手続きが必要です。

3. 景観形成基準

景観形成基準は、基本的に第3章の「景観配慮指針」と同じ内容としています。
詳細については、別途ガイドラインがありますので、あわせて活用してください。

1 共通基準

市内全域で、全ての法に基づく届出対象行為が、共通して適合すべき基準です。

当基準は、本計画第3章において定める「共通指針」と同じ内容となりますので、当該内容を確認してください。

2 エリア別基準

届出対象行為の内容に応じた、エリア別に適合すべき基準です。

当基準は、本計画第3章において定める「エリア別指針」と同じ内容となりますので、行為を行う場所に該当するエリアの指針を確認してください。

また、建築物の外壁、屋根、工作物の外観の色彩については、エリアに応じて、使用可能な色彩範囲を定めていますので、下表を確認し、次頁以降に示す基準に適合するようにしてください。

この色彩基準は、場所の特性等を考慮し、周辺景観から突出した違和感を生じさせる色彩を抑制する目的で運用するネガティブチェック型の基準です。行為の場所に応じて、本計画が定める色彩範囲の中でも、特に周辺に馴染む色彩を採用することが望まれます。事前協議では、より望ましい色彩について協議します。

なお、まちづくり景観形成地区においても、エリア別の色彩基準に適合するようにしてください。

■ 表 エリア別の使用可能色範囲

地域	エリア	適用する使用可能色範囲	
		A	B
里山の景	東部丘陵里山エリア	○	
川の景	豊川沿川田園エリア	○	
港の景	三河湾沿岸工業エリア	○	
	三河湾沿岸田園エリア	○	
	前芝湊周辺エリア	○	
まちの景	豊橋駅周辺エリア		○
	商業系エリア		○
	沿道系エリア		○
	住居系エリア	○	
	近隣工業系エリア	○	
	二川宿周辺エリア	○	
農の景	南部田園エリア	○	
海の景	表浜海浜エリア	○	
	表浜沿岸田園エリア	○	

(1) 使用可能色の範囲A

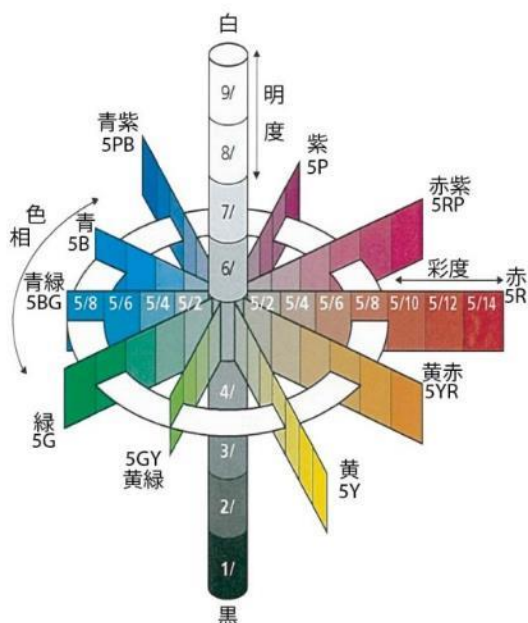
● 対象エリア

東部丘陵里山エリア	豊川沿川田園エリア	三河湾沿岸工業エリア
三河湾沿岸田園エリア	前芝湊周辺エリア	住居系エリア
近隣工業系エリア	二川宿周辺エリア	南部田園エリア
表浜海浜エリア	表浜沿岸田園エリア	

● 色彩の考え方

- 建築物等は、背景や前景となる丘陵や海岸林、斜面緑地等の緑と調和し、周辺のまち並み等から突出しない低彩度の色彩とします。
- 基本的には、穏やかな色調となるよう、暖色系の色彩とし、高彩度の派手な色彩は避けるものとします。
- 使用可能範囲は、周辺景観から突出した色彩を抑制する最低限守るべき色彩を定めたものであり、行為の場所に応じて望ましい色彩は変わります。
 - ・例えば、山林等の自然の緑が背景となる場合、白色に近い淡い色彩は周辺から浮いて見えるため、高明度の色彩を避けることが望まれます。
 - 一方、背景が海や空のように開放的な場合は、黒色に近い暗い色彩は周辺から浮いて見えるため、低明度の色彩を避けることが望まれます。

■ 図 マンセル色立体 (P210 色彩の基礎知識参照)

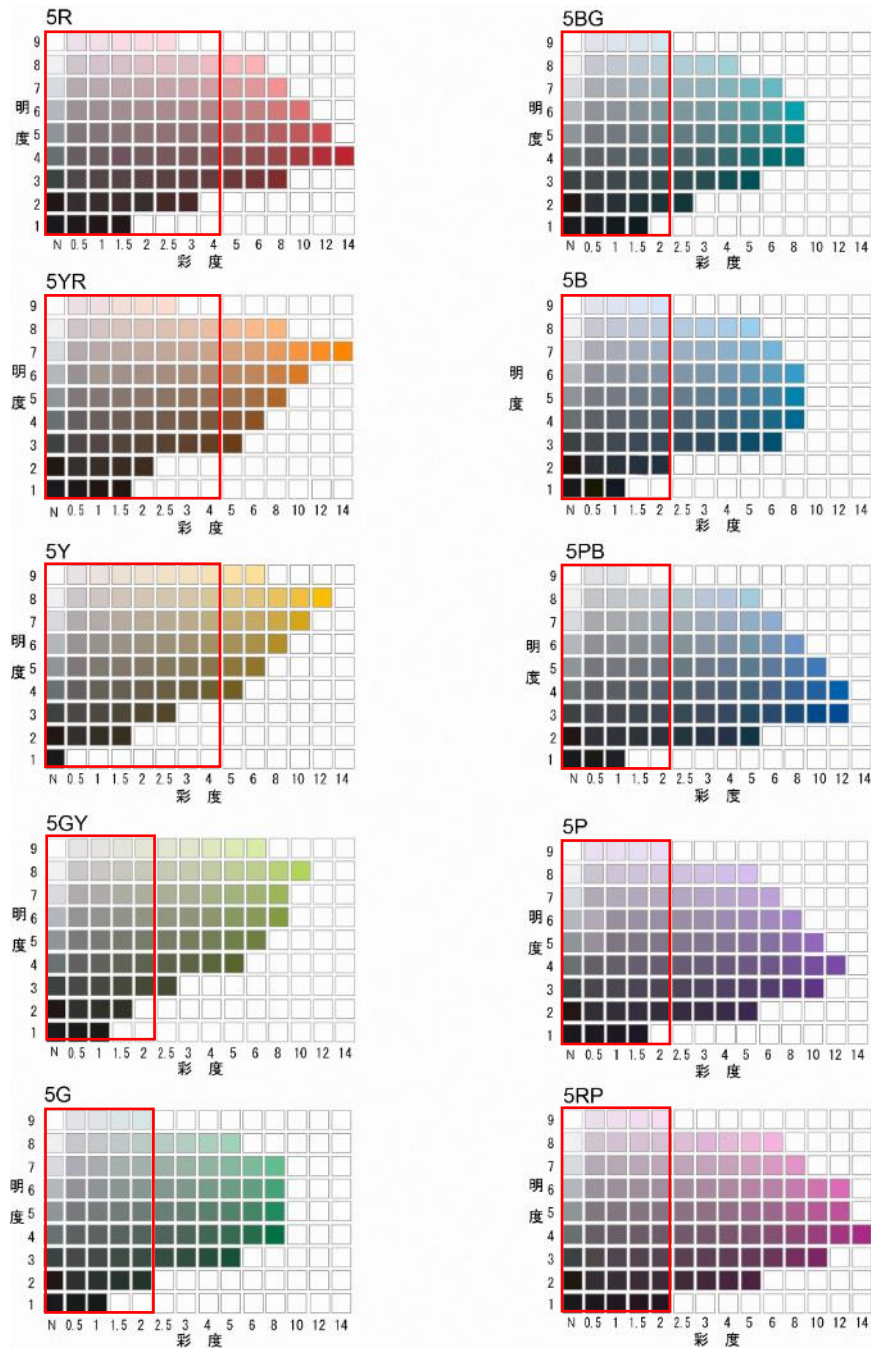


■ 表 使用可能色（マンセル値）の範囲

部 位		色 相	彩 度
建築物の外壁、屋根	基調色	0.1R~10Y	4 以下
工作物の外観		上記以外の色相	2 以下

*1：自然素材（木材、石材、土壁等）やガラス等の材料で仕上げる部分は上表の限りでない。
 *2：上記の彩度を超える色彩を用いる場合は、各見付面積の 1/10 未満とし、低層部に用いるよう努める。

■ 図 基調色に使用可能な色彩範囲例（赤枠内）



(2) 使用可能色の範囲B

● 対象エリア

豊橋駅周辺エリア 商業系エリア 沿道系エリア

● 色彩の考え方

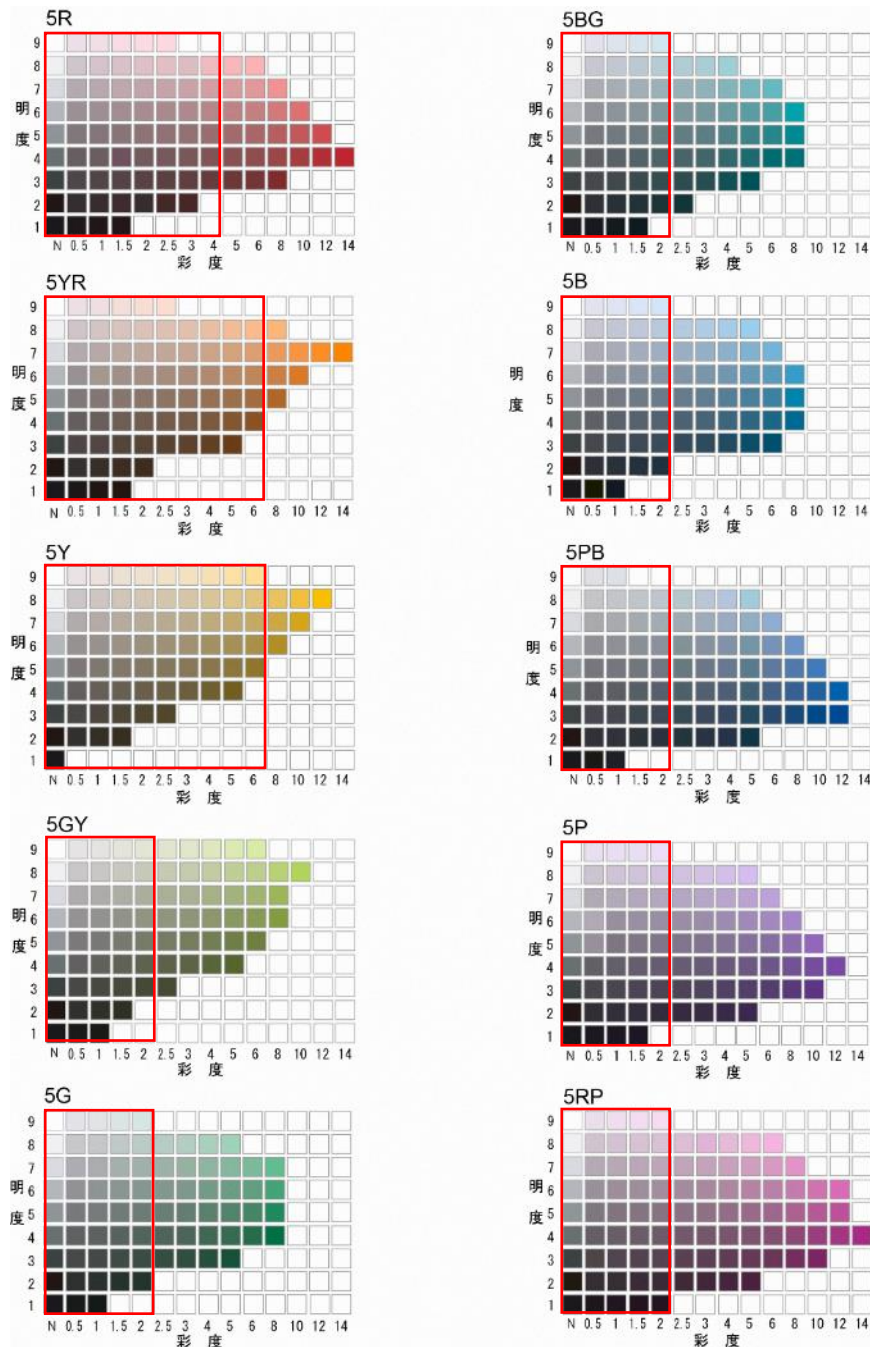
- 建築物等は、落ち着きが感じられ、まちなかの水や緑、周囲の建築物群が形成する連続性のあるまち並みを妨げないよう、低彩度の色彩を基本とします。
- 基本的には、穏やかな色調となるよう、暖色系の色彩とし、高彩度の派手な色彩は避けるものとします。
- 使用可能範囲は、周辺景観から突出した色彩を抑制する最低限守るべき色彩を定めたものであり、行為の場所に応じて望ましい色彩は変わります。
 - ・例えば、隣接し合う建築物の中高層部が、大きく異なる明度や彩度の色彩を用いられている場合、個々の建築物からは落ち着きある印象を受けたとしても、まち並み全体から統一感を感じられなくなります。周辺の建築物等と明度や彩度の揃った色彩を採用することが望まれます。

■ 表 使用可能色（マンセル値）の範囲

部 位		色 相	彩 度
建築物の外壁、屋根 工作物の外観	基調色	0.1R～5R	4 以下
		5.1R～5Y	6 以下
		5.1Y～10Y	4 以下
		上記以外の色相	2 以下

*1：自然素材（木材、石材、土壁等）やガラス等の材料で仕上げる部分は上表の限りでない。
*2：上記の彩度を超える色彩を用いる場合は、各見付面積の $\frac{1}{5}$ 未満とし、低層部に用いるよう努める。

■ 図 基調色に使用可能な色彩範囲例



3 石巻山眺望保全区域の基準

当基準は、本計画第3章において定める「石巻山眺望保全指針」と同じ内容となりますので、当該内容を確認してください。

なお、法に基づく届出の際に、眺望地点（吉田大橋の区間、下地緑地、牛川の渡し）から、事業地および石巻山を眺望したシミュレーション図を提出してください。

4 豊川水辺景観育成区域の基準

当基準は、本計画第3章において定める「豊川水辺景観育成指針」と同じ内容となりますので、当該内容を確認してください。

なお、法に基づく届出の際に、事業地の対岸から事業地およびその周辺を眺望したシミュレーション図を提出してください。

5 まちづくり景観形成地区の基準

「まちづくり景観形成地区」に指定されている地区内における行為について、適合すべき基準です。

当基準は、まちづくり景観形成地区の特性等を踏まえて、エリア別基準の内容を補完するものとなります。各地区について、これまで豊橋市まちづくり景観条例に基づき、市長が「整備計画」を定めていますので、その内容も、下表とあわせて確認するようにしてください。

なお、この基準は、景観法に基づく行為の制限にしません。

(1) 豊橋シンボルロード景観形成地区

区 分		基 準	
		A-2 ゾーン	B-1・B-2 ゾーン
建築物	まち並み	<ul style="list-style-type: none"> ・商業・業務を中心とした豊橋市の顔に相応しい洗練された格調のあるまち並みの形成を図り、活気と賑わいを演出するまち並みとするよう努める。 ・将来に向けて、商業・業務地としての機能的で高度な土地利用を図るために、量感のあるまち並みに努める。 	<ul style="list-style-type: none"> ・商業・業務と住居を併用したまち並みの特性を活かした、1・2階は店舗系としての賑わい、2・3階以上は都心の住環境として、“やすらぎ”や“うるおい”の醸し出せるような生活文化を演出するまち並みとするよう努める。 ・既存の緑を地域の特徴とし、緑と調和し、落ち着いた界索性、情緒性のあるまち並みとするよう努める。
	外観・色彩・材質	<ul style="list-style-type: none"> ・1・2階部分は通りに賑わいやゆとりを醸し出すような壁面の後退やショーウィンドウの設置、シャッターのシースルー化等に努め、夜間の景観配慮にも努める。 ・建築物の外観（外壁）の基本色は、清新で、明るい色彩を基調とする。 ①無彩色を使用する場合は、明度6以上とする。 ②マンセル表色系における、R(赤)P(紫)系の色相を使用するときは、明度5以上、彩度3以下とし、その他の色相を使用するときは、明度5以上、彩度5以下に努め、極端に鮮やかな色については、特に注意して使用し、周辺の環境との調和を図るなどの配慮に努める。 ・材質は汚れが目立たなく、退色の少ないものとする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・建築物の外観（外壁）の基本色は、暖かみのある、さわやかな色彩を基調とする。 ①無彩色を使用する時は、明度4以上に努める。 ②マンセル表色系における YR(黄赤)系の色相を使用するときは、明度2.5～5.5、彩度5以下とし、その他の色相を使用するときは、明度5以上、彩度3以下に努め、極端に鮮やかな色彩については、特に注意して、周辺の環境との調和を図るなどの配慮に努める。 ・材質は、汚れが目立たなく、退色の少ないものとする。
	屋上・壁面設備	<ul style="list-style-type: none"> ・高架水槽、クーリングタワー等の屋上設備は、道路から見えない位置とし、止むを得ない場合は、外壁と調和した部材で覆う等の配慮をする。 ・雨水配管等の壁面設備は、表通りの壁面に直接取付けない工夫をするなど、建物との一体化に配慮する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・高架水槽、クーリングタワー等の屋上設備は、道路から見えない位置とし、止むを得ない場合は、外壁と調和した部材で覆う等の配慮をする。 ・雨水配管等の壁面設備は、表通りの壁面に直接取付けない工夫をするなど、建物との一体化に配慮する。
	ベランダ・バルコニー	<ul style="list-style-type: none"> ・ベランダ、バルコニーは、洗濯物等が通りから直接見えにくい構造、意匠に努める。 	<ul style="list-style-type: none"> ・裏庭に面して設置するなどの工夫をし、布団・洗濯物干しによって美観が損なわれないように配慮する。 ・表通に面した窓には、草木等を設置して美観を高めるよう工夫する。

区 分		基 準	
		A-2ゾーン	B-1・B-2ゾーン
工 作 物	駐車場	・ 駐車場は、周辺のまち並み景観との調和に配慮し、外周の緑化等に努める。	・ 駐車場は、周辺のまち並み景観との調和に配慮し、外周の緑化等に努める。
	門・塀等	・ 前面道路に面して設置しないよう努める。 ・ 止むを得ず設置するときは、周囲の景観と調和するよう、デザイン、素材に配慮し、特に閉鎖的な印象とならないよう工夫をする。	・ 周囲の景観と調和し、連続性を失わないようなデザインや素材に配慮する。 ・ 蔓生植物や花壇などと組み合わせることにより適度な緑化に努める。
	アーケード・日除け	・ アーケード、日除けなどは、歩道空間の確保、まち並みの眺望という観点から、なるべく設置しないよう努める。	・ アーケードなどの設置は極力避けるよう努める。 ・ 日除けについては、デザイン上、十分な配慮をしたものとし、突出し幅は1m未満にするよう努める。
	自動販売機	・ 建物の中に埋め込むなど、設置場所を考慮するとともに、周辺環境との調和を図り、落ち着いた色調とするよう努める。	・ 建物の中に埋め込むなど、設置場所を考慮するとともに、周辺環境との調和を図り、落ち着いた色調とするよう努める。
屋 外 廣 告 物	屋上広告	・ 自己利用以外の屋上広告物は、設置しないよう努める。 ・ 極端な搭状のものは避け、建築物の形態や色彩と一体化するよう努める。 ・ けばけばしく点滅するネオンサインは、設置しないよう努める。	・ 自己利用以外の屋上広告物は、設置しないよう努める。 ・ 極端な搭状のものは避け、建築物の形態や色彩と一体化するよう努める。 ・ けばけばしく点滅するネオンサインは、設置しないよう努める。
	突出広告	・ 集合化して、建築物1棟につき原則1縦列とし、形状、色彩、意匠は外壁と調和するよう努める。 ・ 突出幅は建築物の壁面より1m以下とし、原則として、道路上へ突出させない。 ・ やむを得ず道路上へ突出する場合は、関係法令の規定を厳守するとともに、道路景観との調和に努める。	・ 集合化して、建築物1棟につき原則1縦列とし、形状、色彩、意匠は外壁と調和するよう努める。 ・ 突出幅は建築物の壁面より1m以下とし、原則として、道路上へ突出させない。 ・ やむを得ず道路上へ突出する場合は、関係法令の規定を厳守するとともに、道路景観との調和に努める。
	壁面広告	・ 窓面広告は原則として設置しない。壁面広告は出来るだけ箱文字で表示し、壁面の色を下地として利用建築物との調和に努める。 ・ 広告物の表示面積は、1壁面に対して1/5以下とする。この場合、上限面積は、20㎡までとする。	・ 窓面広告は原則として設置しない。壁面広告は出来るだけ箱文字で表示し、壁面の色を下地として利用建築物との調和に努める。 ・ 広告物の表示面積は、1壁面に対して1/5以下とする。この場合、上限面積は、20㎡までとする。
	立看板・置看板等	・ 歩道上への設置は、法令により禁止されており、これを厳守する。	・ 歩道上への設置は、法令により禁止されており、これを厳守する。
	その他	・ 材料は、なるべく汚れが目立たなく、退色、破損等のしにくいものとする。 ・ 維持管理は定期的に行うように努める。 ・ 彩度は、原則として8以下とする。	・ 材料は、なるべく汚れが目立たなく、退色、破損等のしにくいものとする。 ・ 維持管理は定期的に行うように努める。 ・ 彩度は、原則として8以下とする。

(2) 駅前大通景観形成地区

区 分		基 準
建築物	まち並み	<ul style="list-style-type: none"> ・豊橋の顔にふさわしく、洗練された「風格と魅力」・「賑わいと活気」のあるまち並み形成を図るよう努める。 ・将来に向けて、商業・業務地としての機能的で量感のあるまち並みの形成を図るために、建築物の高さは20m程度が望ましく、建築物の共同化に努める。共同化などできない場合は、隣接する建築物の高さや階高、外装のデザイン、材質等により外観上の一体感をつくり出すよう努める。
	外観・色彩・材質	<ul style="list-style-type: none"> ・1階部分は通りに賑わいやゆとりを醸し出すようなショーウィンドウの設置等に努め、夜間の景観配慮にも努める。 ・シャッターはシースルー化するよう努める。 ・建築物の外観（外壁）の基本色は、都会的で洗練された明るい色彩を基調とする。 <ol style="list-style-type: none"> ①マンセル表色系における、G(緑)BG(青緑)系の色相を使用するときは、明度8以上、彩度3以下とし、その他の色相を使用するときは、明度7以上、彩度3以下に努め、極端に鮮やかな色については、特に注意して使用し、周辺の環境との調和を図るなどの配慮に努める。 ②無彩色を使用する場合は、明度7以上9以下とする。 ③自然石等の材質を使用する場合は、外壁の主な部分に低明度、低彩度のものは使用しないよう努める。 ・材質は汚れが目立たなく、退色の少ないものとする。
	屋上・壁面設備	<ul style="list-style-type: none"> ・高架水槽、クーリングタワー等の屋上設備は、道路から見えない位置とし、止むを得ない場合は、外壁と調和した部材で覆う等の配慮をする。 ・雨水配管等の壁面設備は、表通りの壁面に直接取付けない工夫をするなど、建築物との一体化を配慮する。
	シャッター	<ul style="list-style-type: none"> ・シャッターはシースルー化するよう努める。
工作物	駐車場	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺のまち並み景観との調和に配慮し、外周の緑化等に努める。
	アーケード・日除け	<ul style="list-style-type: none"> ・アーケード、日除けなどは、歩道空間の確保、まち並みの眺望という観点から、なるべく設置しないよう努める。止むを得ず設置するときは周囲の景観と調和するようにデザイン、素材に配慮し、アーケードについては自然採光を十分取り入れるよう努める。
	自動販売機	<ul style="list-style-type: none"> ・建築物の中に埋め込むような方法で対応するなど、設置場所を考慮するとともに、周辺環境との調和を図り、落ち着いた色調とするよう努める。
屋外広告物	屋上広告	<ul style="list-style-type: none"> ・高さ20m以下に設置しないよう努める。 ・表示面積は、建築物の1壁面積に対して1/10以下とする。この場合、上限面積は20㎡までとする。 ・自己利用以外の屋上広告物は、設置しないよう努める。 ・搭状のものは避け、横型とし建築物の形態や色彩と一体化するよう努める。 ・地色は建築物の色に合わせる。 ・けばけばしく点滅するネオンサインは、設置しないよう努める。
	突出広告	<ul style="list-style-type: none"> ・集合化して、建築物1棟につき原則1縦列として、形状、色彩、意匠は外壁と調和するよう努める。 ・地色は1縦列につき1色とする。 ・下端の高さは原則として4.5m以上とするよう努める。 ・やむを得ず道路上へ突き出す場合は、関係法令の規定を厳守するとともに道路景観との調和に努める。
	壁面広告	<ul style="list-style-type: none"> ・窓面広告は原則として設置しない。やむを得ず設置するときは1階のみとし景観上の配慮に努める。 ・壁面広告は出来るだけ箱文字で表示し、壁面に取り付ける建築物との調和に努める。 ・広告物（広告幕除く）の表示面積は、建築物の1壁面積に対して1/5以下とする。この場合、上限面積は20㎡までとし、地色は建築物の色に合わせる。 ・広告幕の表示面積は、建築物の1壁面積に対して1/10以下とする。この場合、上限面積は、1幕につき20㎡までとする。
	地上広告	<ul style="list-style-type: none"> ・まち並み、建築物と調和した色彩、デザインとするよう努める。
	アーケード広告	<ul style="list-style-type: none"> ・アーケードと調和した色彩、デザインとするよう努める。 ・地色に黒色及び原色を使用しない。
	掲示板	<ul style="list-style-type: none"> ・掲示板は独立とせず建築物と一体化するよう努める。
	立看板・置き看板	<ul style="list-style-type: none"> ・歩道上への設置は、法令により禁止されており、これを厳守する。
	装飾塔	<ul style="list-style-type: none"> ・高さ20m以下に設置しないよう努める。 ・設置する場合は、まち並み、建築物と調和した色彩、デザインとするよう努める。
	その他	<ul style="list-style-type: none"> ・材料は、なるべく汚れが目立たなく、退色、破損等のしにくいものとする。 ・維持管理は定期的に行うよう努める。 ・彩度は、原則として8以下とする。

(3) 呉服通景観形成地区

区分		基準
建築物	まち並み	<ul style="list-style-type: none"> ・歴史ある地区として伝統を感じるデザインを取り入れるよう努める。 ・商業、業務と住居が共存したまち並みの特性を活かして、1・2階は店舗系として賑わいと生活の文化を演出するまち並みとするよう努める。 ・まち並みとして連続性と潤いのある土地利用に努める。
	外観・色彩・材質	<ul style="list-style-type: none"> ・1階部分は、通りに賑わいと潤いを醸し出すようなショーウィンドウや玄関灯を設置し、夜間の景観に配慮するよう努める。 ・建築物の外観（外壁）の基本色は、エレガント（優雅）で落ち着いた色彩を基調とする。 <ul style="list-style-type: none"> ①無彩色を使用する場合は、明度3.0以上9.0以下とする。 ②マンセル表色系における有彩色は、明度2.5以上、彩度3.0以下とし、極端に鮮やかな色については、特に注意し、周辺環境との調和を図るなど配慮に努める。 ③自然石等の天然材質を使用する場合は、①、②に適合しなくても良いものとする。 ・材質は汚れが目立たなく、退色の少ないものとする。
	屋上・壁面設備	<ul style="list-style-type: none"> ・高架水槽、クーリングタワー等の屋上設備は、道路から見えない位置とするか、外壁と調和した部材で覆う等の配慮をする。 ・冷暖房機の室外機や雨水配水管等の壁面設備は、表通りの壁面に直接取付けない工夫をするなど、建築物との一体化に配慮する。
	ベランダ・バルコニー	<ul style="list-style-type: none"> ・洗濯物等が通りから直接見えにくい構造、意匠に努める。 ・草花等で装飾するように努める。
工作物	駐車場	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺のまち並み景観との調和に配慮し外周の緑化等に努める。
	門・塀等	<ul style="list-style-type: none"> ・止むを得ず設置するときは、周囲の景観と調和するような構造、意匠に配慮し、まち並みや夜間の景観に調和するよう門灯を設置するよう努める。
	アーケード・日除け	<ul style="list-style-type: none"> ・歩行空間の確保、まち並みの眺望という観点から、なるべく設置しないよう努める。
	自動販売機	<ul style="list-style-type: none"> ・側面が見えないように建物の中に埋め込む等の方法で対応するなど、設置場所を考慮するとともに、周辺環境との調和を図るよう努める。
屋外広告物	屋上広告	<ul style="list-style-type: none"> ・自己利用以外の屋上広告物は、設置しないよう努める。 ・横長の形状で建物の形態や色彩と一体化するよう努める。 ・けばけばしく点滅するネオンサインは、設置しないよう努める。
	突出広告	<ul style="list-style-type: none"> ・集合化して、建築物1棟につき原則1縦列とし、意匠、色彩は外壁と調和するよう努める。 ・突出幅は、建築物の壁面より1m以下とし、原則として道路上へ突出させない。
	壁面広告	<ul style="list-style-type: none"> ・出来るだけ箱文字で表示し、壁面の色を下地として建物との調和に努める。 ・1壁面に同一内容のものは1個とし、1壁面に対して1/5以下、20㎡以下とする。 ・窓面広告は、原則として設置しない。
	立て看板、置き看板等	<ul style="list-style-type: none"> ・歩道上の設置は、法令により禁止されており、これを厳守する。
	その他	<ul style="list-style-type: none"> ・材料は、なるべく汚れが目立たなく、退色、破損等のしにくいものとする。 ・維持管理は定期的に行うように努める。 ・彩度は、原則として8以下とする。

(4) 広小路四・五丁目景観形成地区

区 分		基 準
建築物	まち並み	<ul style="list-style-type: none"> ・まち並みとして隣接する建築物との連続性を考慮し、緑化にも努める。 ・玄関先を明るくし、まち並みを安全性の高い通りとして、夜間の景観にも配慮する。
	外観・色彩・材質	<ul style="list-style-type: none"> ・まち並みとして隣接する建築物との調和を図る。 ・建築物の外観（外壁）の基本色は、シックで落ち着きのある色彩を基調とする。 <ol style="list-style-type: none"> ①無彩色を使用する場合は明度 3.5 以上 9.0 以下とする。 ②マンセル表色系における有彩色において色相は R(赤)、YR(黄赤)、Y(黄) の範囲とし、明度 3.5 以上 9.0 以下、彩度 3.0 以下とする。 ③アクセントカラーについては、極端に鮮やかな色に注意し、周辺環境との調和を図るなど配慮に努める。 ④自然石等の天然材質を使用する場合、及び構造体が外壁となる場合（コンクリート打ち放し外壁等）は、①、②に適合しなくても良いものとする。 ・材質は汚れが目立たなく退色の少ないものとする
	屋上・壁面設備	<ul style="list-style-type: none"> ・高架水槽、クーリングタワー等の屋上設備は道路から見えないところに配置する、外壁と調和した部材で覆い壁面と同一の色調とするなど、目立たないように努める。 ・冷暖房機の室外機、雨水配管は表通りの壁面に直接取付けない工夫をするなど建築物との一体化に配慮する。また、ガス・電気メーター類についても可能な限り同様の配慮をする。
工作物	駐車場	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺のまち並み景観と調和を図るためゲート等で形づくり、建物との一体感を醸し出すよう配慮するとともに、入り口周辺の緑化に努める。
	アーケード・日除け	<ul style="list-style-type: none"> ・歩行者空間の確保、まち並みの眺望という観点から設置しないよう努める。
	自動販売機	<ul style="list-style-type: none"> ・建物の中に埋め込む等、周辺環境との調和を図り、さりげなく設置するよう努める。
屋外広告物	屋上広告	<ul style="list-style-type: none"> ・自己利用以外の広告物は設置しないよう努める。 ・発光方式を取り入れるときは、点滅させないよう努める。
	突出広告	<ul style="list-style-type: none"> ・突出幅は建築物壁面より 1メートル以下とし、道路上へ突出させない。
	その他	<ul style="list-style-type: none"> ・材料はなるべく汚れが目立たず、退色、破損等のしにくいものとする。 ・維持管理は定期的に行うよう努める。 ・彩度は、原則として 8 以下とする。
歩道	歩道	<ul style="list-style-type: none"> ・歩道の草花の維持管理に努める。 ・私物を置かない。 ・清掃に努める。

(5) 札木・本町通景観形成地区

区分		基準
建築物	まち並み	<ul style="list-style-type: none"> ・賑わいを生むことができるように1階は店舗にするよう努める。 ・連続性を保つために、建築物の高さを3階建て以上にするよう努める。 ・まち並みとしての統一性を保つために、隣接する建築物と調和するよう努める。
	外観・色彩・材質	<ul style="list-style-type: none"> ・1階部分は通りに活気を感じることができるようデザインに配慮し、夜間についてもライトアップするなど夜間景観を演出するよう努める。 ・建築物の外観（外壁）の基本色は、落ち着いた色彩を基調とする。 <ul style="list-style-type: none"> ①無彩色を使用する場合は、明度3.0以上9.0以下とする。 ②マンセル表色系における有彩色において、色相はR(赤)、YR(黄赤)、Y(黄)の範囲とし、明度3.5以上9.0以下、彩度3.0以下とする。 ③自然石等の天然材質を使用する場合、及び構造体が外壁となる場合（コンクリート打ち放し外壁等）は上記①、②に適合しなくても良いものとする。 ・アクセントカラーについては、極端に鮮やかな色に注意して周辺環境との調和を図るよう努める。 ・材質は、汚れが目立たなく、退色の少ないものとする。
	屋上・壁面設備	<ul style="list-style-type: none"> ・高架水槽、クーリングタワー等の屋外設備は、道路から見えない位置とするか外壁と調和した部材で覆うよう努める。 ・冷暖房機の室外機や雨水配管、各種メーカー等の壁面設備は、表通りの壁面に直接取付けない工夫をするなど、建築物と一体化をするよう努める。
	バルコニー	<ul style="list-style-type: none"> ・洗濯物等が通りから直接見えにくい構造、意匠に努める。 ・美観に配慮し、草花等で装飾するよう努める。
工作物	アーケード・日除け	<ul style="list-style-type: none"> ・歩行空間の確保、まち並みの眺望という観点から、設置しないよう努める。
	自動販売機	<ul style="list-style-type: none"> ・側面が見えないように建築物の中に埋め込む等の方法で対応するなど、設置場所を考慮するとともに周辺環境との調和を図るよう努める。
空間	駐車場	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺のまち並み景観との調和に配慮し、外周の緑化等に努める。
	歩道	<ul style="list-style-type: none"> ・各自、周囲を清掃するよう努める。 ・歩道に、私物を置かない。
屋外広告物	屋上広告	<ul style="list-style-type: none"> ・自己利用以外の屋上広告物は、設置しないよう努める。 ・横長の形状で建築物の形態や色彩と一体化するよう努める。 ・派手に点滅するネオンサインは設置しないよう努める。
	突出広告	<ul style="list-style-type: none"> ・周囲に調和するように大きさや高さを揃えるよう努める。 ・集合化して建築物1棟につき原則1縦列とし、意匠、色彩は外壁と調和するよう努める。 ・突出幅は、建築物の壁面より1m以下とし、原則として道路へ突出させない。
	壁面広告	<ul style="list-style-type: none"> ・できるだけ箱文字で表示し、壁面の色を下地として建築物との調和に努める。 ・1壁面に同一内容のものは1個とし、1壁面に対して1/5以下、20㎡以下とする。 ・窓面広告は、原則として設置しない。
	その他	<ul style="list-style-type: none"> ・材料はなるべく汚れが目立たなく、退色、破損のしにくいものとする。 ・維持管理は定期的に行うよう努める。 ・彩度は原則として8以下とする。

(6) 上传馬通景観形成地区

区 分		基 準
建築物	まち並み	<ul style="list-style-type: none"> ・まち並みに一体感を出すため、隣接する建築物との連続性や景観に配慮する。 ・建築物をセットバックする場合は、可能な範囲においてまち通りの連続性が損なわれないよう配慮する。 ・1階を店舗などにする場合は、明るい雰囲気演出に努めるとともに、夜間の景観についても配慮する。
	外観・色彩・材質	<ul style="list-style-type: none"> ・歴史・文化を感じさせる外観となるよう努める。 ・建築物の外壁は落ち着きのある色彩とし、以下の基準による。 <ol style="list-style-type: none"> ①まちのテーマカラーとして、マンセル表色系における色相 2.5YR(黄赤)から 2.5Y(黄)、明度 3.5 以上 4.5 以下、彩度 2.0 以上 3.0 以下を定める。 ②外壁の基調色(ベースカラー)はテーマカラーを使用するよう努めるものとするが、使用する材質によりこれによりがたい場合はその近似色も含めた範囲とし、色相はマンセル表色系における 5R(赤)から 5Y(黄)の範囲、明度は 3.5 以上 7.0 以下、彩度は 3.0 以下とする。 ③無彩色、または②の色相、彩度の範囲において明度が 7.0 を超えるものを使用する場合には、外壁面積の 5%以上にテーマカラーを使用する。 ④自然石等の天然素材を使用する場合は上記①から③に適合しなくても良いが、周辺環境と調和した仕様とする。 ⑤強調色(アクセントカラー)として②の範囲外の色を使用する場合は、周辺との調和に配慮した色彩を使用する。 ・材質は、汚れが目立たなく、退色の少ないものとする。
	屋上・壁面設備	<ul style="list-style-type: none"> ・高架水槽、クーリングタワー等の屋上設備を設置する場合は、道路から見えない場所に配置したり外壁と調和した部材で覆うなどの配慮をする。 ・冷暖房機の室外機や雨水配管、各種メーター等の設備は、通りの壁面に直接取り付けない工夫や建築物との一体化に配慮する。
	ベランダ・バルコニー	<ul style="list-style-type: none"> ・ベランダやバルコニーは緑化するよう努める。 ・洗濯物等が通りから直接見えにくい構造、意匠とするよう努める。
空間	歩道	<ul style="list-style-type: none"> ・住民と歩行者が憩う空間としての演出、活用に努める。 ・草花の維持管理に努める。 ・私物を置かないよう努める。
	駐車場	<ul style="list-style-type: none"> ・入口に門等を設置し、通りの連続性を保つよう配慮する。 ・舗装材料の工夫、外周の緑化等により周辺との調和に努める。
工作物	門・塀等	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺の建築物と調和するような意匠とする。
	アーケード・日除け	<ul style="list-style-type: none"> ・歩道空間の確保、まち並みの眺望という観点から原則として設置しない。 ・地区全体で設置する場合には、まち通りの個性、連続性を演出できるような意匠とする。
	自動販売機	<ul style="list-style-type: none"> ・側面が見えないように建築物の中に埋め込むなど設置方法に配慮し、外装色は建築物と調和のとれた色彩を選定する。
屋外広告物	屋上広告	<ul style="list-style-type: none"> ・建築物の屋上に広告物は設置しない。
	突出広告	<ul style="list-style-type: none"> ・建築物 1 棟につき 1 ヶ所を原則とし、形状、色彩などは建築物との調和に配慮する。 ・突き出し幅は、建築物の壁面より 1m 以下とする。 ・地区全体で設置する場合は、まち通りの個性、連続性を演出できるような意匠とする。
	壁面広告	<ul style="list-style-type: none"> ・形状、色彩などは建築物との調和に配慮する。 ・箱文字で表示することを基本とし、下地となる外壁との調和に努める。 ・1 壁面に同一内容のものは 1 ヶ所とし、1 壁面に対して 1/5 以下かつ 20 m² 以下とする。
	その他	<ul style="list-style-type: none"> ・原則として自家用広告物以外は設置しない。 ・点滅する広告物は原則として設置しない。 ・窓ガラスなどへ直接広告物を貼り付けないよう努める。 ・のぼりなどの使用はイベント期間中など一時的な使用にとどめる。 ・材質は、なるべく汚れが目立たず退色、破損等しにくいものとする。 ・維持管理は定期的に行うよう努める。
その他	バリアフリー	<ul style="list-style-type: none"> ・店舗などの入り口については、歩道との段差を解消するよう努める。 ・陳列台や商品などを店舗の前に出さない。やむを得ず一時的に出す場合は十分な通路幅を確保する。 ・店舗などで駐車場を設ける場合は、障害者用のスペースを設けるよう努める。この場合、有効幅員は 3.5m 以上、地面は水平とし、その表面は滑りにくく平坦にする。
	空き店舗・空地	<ul style="list-style-type: none"> ・空き店舗や空地は積極的に活用し、まちの活性化に努める。

(7) 大手通景観形成地区

区分		基準
建築物	まち並み	<ul style="list-style-type: none"> ・賑わいを生むことができるように、1階を店舗などにするよう努める。 ・1階を店舗とする場合は明るい雰囲気演出に努めるとともに、夜間の景観についても配慮する。 ・まち並みとしての連続性を保つために、建築物を3階建て以上にするよう努める。 ・まち並みとしての統一性を保つために、隣接する建築物と調和するよう努める。
	外観・色彩・材質	<ul style="list-style-type: none"> ・建築物の外観（外壁）の色彩は公会堂と調和のとれた色彩を使用する。 1.①テーマカラー マンセル表色系における次の範囲の色彩とし、外壁面積の5%以上に使用する。 色相：2.5Y 明度：7.5以上9.0以下 彩度：2.0以上3.0以下 ②ベースカラー（基調色） 以下の(ア)・(イ)の色彩範囲とし、外壁面積の70%以上に使用する。 (ア)有彩色を使用する場合は、マンセル表色系における次の範囲の色彩とする。 色相：YR(黄赤)、Y(黄)の範囲内 明度：4.0以上9.0以下 彩度：3.0以下 (イ)無彩色を使用する場合は、明度7.5以上9.0以下とする。 ③アクセントカラー（強調色） 極端に鮮やかな色に注意し、周辺の環境と調和を図るなど配慮に努める。 2.構造体が外壁となる場合（コンクリート打ち放し外壁等）でも、外壁面積の5%以上にテーマカラーを使用する。 3.自然石等の天然材質を使用する場合は、上記の1及び2に適合しなくても良いが、周辺と調和させるよう努める。 ・材質は汚れが目立たなく退色の少ないものとする。
	屋上・壁面設備	<ul style="list-style-type: none"> ・高架水槽、クーリングタワー等の屋上設備を設置する場合は、道路から見えない場所に配置したり外壁と調和した部材で覆うなどの配慮をする。 ・冷暖房機の室外機や雨水配管、各種メーター等の設備は、通りの壁面に直接取り付けない工夫や建築物との一体化に配慮する。
	ベランダ・バルコニー	<ul style="list-style-type: none"> ・美観に配慮し、草花等で装飾するよう努める。 ・洗濯物等が通りから直接見えにくい構造、意匠に努める。
空間	駐車場	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺のまち並み景観と調和を図るためゲート等で形づくり、周辺の建築物との一体感を醸し出すよう配慮する。 ・入口周辺の緑化等に努める。
	歩道	<ul style="list-style-type: none"> ・草花の維持管理に努める。 ・私物を置かない。 ・清掃に努める。
工作物	アーケード・日除け	<ul style="list-style-type: none"> ・歩行空間の確保、まち並みの眺望という観点から設置しないよう努める。
	自動販売機等	<ul style="list-style-type: none"> ・側面が見えないように建築物の中に埋め込む等の方法で対応するなど、設置場所を考慮するとともに周辺との調和を図るよう努める。
屋外広告物	屋上広告	<ul style="list-style-type: none"> ・横長の形状で建築物の形態や色彩と一体化するよう努める。
	突出広告	<ul style="list-style-type: none"> ・周囲に調和するように大きさや高さを揃えるよう努める。 ・複数になる場合は、集合化し建築物1棟につき原則1縦列とし、意匠・色彩は外壁と調和するよう努める。 ・突き出し幅は、建築物の壁面より1m以下とし、原則として道路へ突出させない。
	壁面広告	<ul style="list-style-type: none"> ・1壁面に同一内容のものは1ヶ所とし、1壁面に対して1/5以下かつ20m以下とする。 ・窓面広告は原則として設置しない。
	その他	<ul style="list-style-type: none"> ・自家用広告物以外は設置しない。 ・派手に点滅するネオンサインは設置しないよう努める。 ・材質は、なるべく汚れが目立たず、退色、破損等しにくいものとする。 ・維持管理は定期的に行うよう努める。 ・彩度は、原則として8以下とする。
その他	バリアフリー	<ul style="list-style-type: none"> ・店舗等の入口については、歩道との段差を解消するよう努める。 ・陳列台や商品などを店舗の前に出さない。やむを得ず一時的に出す場合は十分な通路幅を確保する。 ・店舗などで駐車場を設ける場合は、障害者用のスペースを設けるよう努める。この場合、有効幅員は3.5m以上、地面は水平とし、その表面は滑りにくく平坦にする。
	空き店舗・空地	<ul style="list-style-type: none"> ・空き店舗や空地は積極的に活用し、まちの活性化に努める。

(8) 二川宿景観形成地区

■まち並み景観形成基準について

区分		基準
まち並み		<ul style="list-style-type: none"> ・建築物の軒先や壁面の位置は、歴史的な建築物にできるだけそろえ、まち並みの連続性を大切にする。 ・建築物を道路から後退して建築する場合や、青空駐車場などの空地の場合は、道路沿いに門、塀、生垣などを設け、まち並みの連続性を損なわないように努める。
建築物	高さ	<ul style="list-style-type: none"> ・道路沿いに建築する場合は、2階建てまでとする。 ・道路から後退して建築する場合は、3階建て程度を限度とし、まち並みから突出しないようにする。
	屋根・庇	<ul style="list-style-type: none"> ・切妻屋根を基本とする。 ・旧東海道に面する屋根は道路に向けて傾斜させ、1階には軒の出のある庇を設ける。 ・勾配は歴史的な建築物と不調和にならない範囲とする。 ・素材は自由とするが、落ち着いた質感のものとする。 ・色彩は灰色とする。
	壁面	<ul style="list-style-type: none"> ・壁や建具に格子のイメージをいれる。 ・建具の形は自由とする。 ・素材は自由とするが、落ち着いた質感のものとする。 ・壁の色彩は、濃い茶色や黒色を基調とし、全体が落ち着いて見えるものとする。 ・建具の色彩は、濃い茶色や黒色を基調とする。
門・塀		<ul style="list-style-type: none"> ・形、素材、色彩は、歴史的な建築物に調和する落ち着いたものとする。 ・旧東海道に沿った門には、できるだけ庇を設ける。
設備		<ul style="list-style-type: none"> ・玄関先に照明を設置する場合は、電球色の光とする。 ・空調室外機などは、道路から直接見えない位置に設置するよう努め、やむを得ない場合は、格子で覆うなど建築物に調和させる。
屋外広告物		<ul style="list-style-type: none"> ・自家用以外の広告物は設置しないよう努める。 ・けばけばしい電飾広告や、誇大なものは、設置しないよう努める。 ・形、素材、色彩は、歴史的な建築物に調和する落ち着いたものとする。 ・高さは、建築物の2階（平屋の場合は1階）の軒高を超えないようにする。
自動販売機		<ul style="list-style-type: none"> ・色彩は、茶色や灰色とし、照明や表示物は機能上必要最小限のものとする。 ・建築物の軒下に納まるように努め、複数設置する場合は、高さやデザインを揃える。
建築物の前面空間		<ul style="list-style-type: none"> ・緑化や床面仕上げなどに配慮し、落ち着いた雰囲気での修景に努める。

※「歴史的な建築物」とは、江戸時代から受け継がれてきた二川宿の伝統的なまち並みを構成する建築物（東駒屋など）を言う。

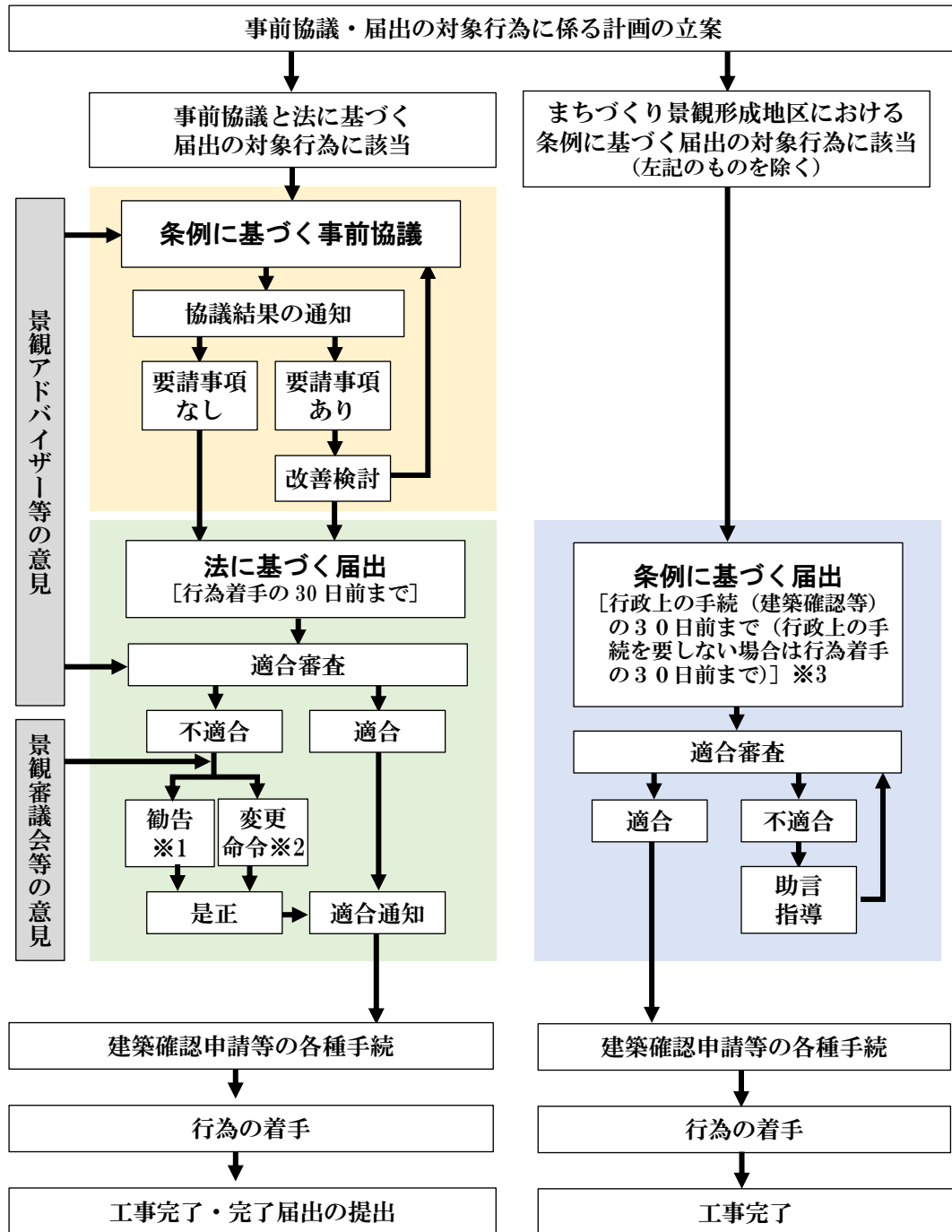
■屋根・壁の推奨色（マンセル表色系による）

区分	色相	明度	彩度
屋根	制限なし	6以下	0.5以下
壁	10R~5Y	8を超える場合	2以下
		8以下の場合	4以下
	その他（Nを含む）	制限なし	0.5以下

4. 事前協議と届出の手続き

事前協議と届出が必要となる行為を行う場合には、以下を確認し、フローに従い、必要な図書を提出してください。(国・県・市の行為については、事前相談と法に基づく通知が必要となり、下記のフローと異なります。)

1 事前協議と届出の手続きフロー



※1：勧告に従わない場合は氏名等を公表する場合があります。
 ※2：変更命令の対象行為は、法と条例で定められています。
 ※3：法に基づく届出の対象になる場合は、条例に基づく届出は省略できます。
 ※：都市の魅力をけん引するような斬新なデザインについては、景観アドバイザー等の意見を聴きながら慎重に対応します。

2 事前協議と届出の提出図書

事前協議と届出の際には、それぞれ以下の図書を提出してください。また、届出行為を変更しようとするときや、行為を完了・中止したときも届出が必要です。

(1) 事前協議の提出図書

● 建築物の建築等・工作物の建設等

- ①事前協議書
- ②図面：位置図、基本計画図
- ③現況写真
- ④景観配慮検討書

● 開発行為

- ①事前協議書
- ②図面：位置図、現況図、基本計画図
- ③現況写真
- ④景観配慮検討書

(2) 法に基づく届出の提出図書

● 建築物の建築等・工作物の建設等

- ①景観計画区域内行為届出書
- ②図面：位置図、配置図、平面図、立面図、外構図、完成予想図
- ③シミュレーション図（石巻山眺望保全区域、豊川水辺景観育成区域の場合）
- ④現況写真
- ⑤景観配慮説明書

● 開発行為

- ①景観計画区域内行為届出書
- ②図面：位置図、現況図、計画図
- ③シミュレーション図（石巻山眺望保全区域、豊川水辺景観育成区域の場合）
- ④現況写真
- ⑤景観配慮説明書

(3) まちづくり景観形成地区の条例に基づく届出の提出図書

● 建築物の建築等・工作物の建設等

- ①まちづくり景観形成地区内行為届出書
- ②図面：位置図、配置図、平面図、立面図、外構図
- ③現況写真

● 屋外広告物の表示等

- ①まちづくり景観形成地区内行為届出書
- ②図面：位置図、配置図、意匠図
- ③現況写真